（別表）

<table>
<tr><th>1　区分</th><th>2　補助対象施設</th><th>3　交付基準単価</th><th>4　単位</th><th>5　対象経費</th><th>6　補助率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">既存施設のスプリンクラー設備等整備事業</td><td rowspan="4">・軽費老人老人ホーム
（ケアハウス・Ａ型・Ｂ型）
・有料老人ホーム
（定員30人以上）
・宿泊を伴う通所介護事業所
（定員19人以上）</td><td>スプリンクラー設備</td><td></td><td rowspan="4">既存施設におけるスプリンクラー設備等（施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td rowspan="4">１０／１０</td></tr>
<tr><td>1000㎡未満の場合
9,710円の範囲内で知事が認めた額</td><td>対象施設ごと
1㎡あたり</td></tr>
<tr><td>1000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合
9,710円/㎡の範囲内で知事が認めた額/㎡と2,440千円の範囲内で知事が認めた額との合計額</td><td>対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>300㎡未満の施設で自動火災報知設備を整備する場合
1,080千円の範囲内で知事が認めた額
500㎡未満の施設で消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合
325千円の範囲内で知事が認めた額</td><td>施設数</td></tr>
<tr><td>老人福祉施設等の非常用自家発電設備整備事業</td><td>・特別養護老人ホーム
（定員30人以上）
・軽費老人ホーム
（ケアハウス・Ａ型・Ｂ型）
・介護老人保健施設
（定員30人以上）
・介護医療院
（定員30人以上）
・養護老人ホーム
（定員30人以上）</td><td>知事が必要と認めた額</td><td>施設数</td><td>老人福祉施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td>３／４</td></tr>
<tr><td>老人福祉施設等の給水設備整備事業</td><td>・特別養護老人ホーム
（定員30人以上）
・軽費老人ホーム
（ケアハウス・Ａ型・Ｂ型）
・介護老人保健施設
（定員30人以上）
・介護医療院
（定員30人以上）
・養護老人ホーム
（定員30人以上）</td><td>知事が必要と認めた額</td><td>施設数</td><td>老人福祉施設等の給水設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td>３／４</td></tr>
<tr><td>老人福祉施設等の防犯対策及び安全対策強化事業</td><td>・特別養護老人ホーム(定員30人以上)及び併設される短期入所施設
・軽費老人ホーム
（ケアハウス・Ａ型・Ｂ型）
・介護老人保健施設
（定員30人以上）
・介護医療院
（定員30人以上）
・養護老人ホーム
（定員30人以上）
・有料老人ホーム
（定員30人以上）
・通所介護事業所
（定員19人以上）
・老人短期入所施設
（定員30人以上）
・老人福祉センター
（特Ａ型・Ａ型・Ｂ型）
・老人福祉施設付設作業所
・老人介護支援センター
（在宅介護支援センター）
・在宅複合施設</td><td>知事が必要と認めた額</td><td>施設数</td><td>老人福祉施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td>３／４</td></tr>
</table>